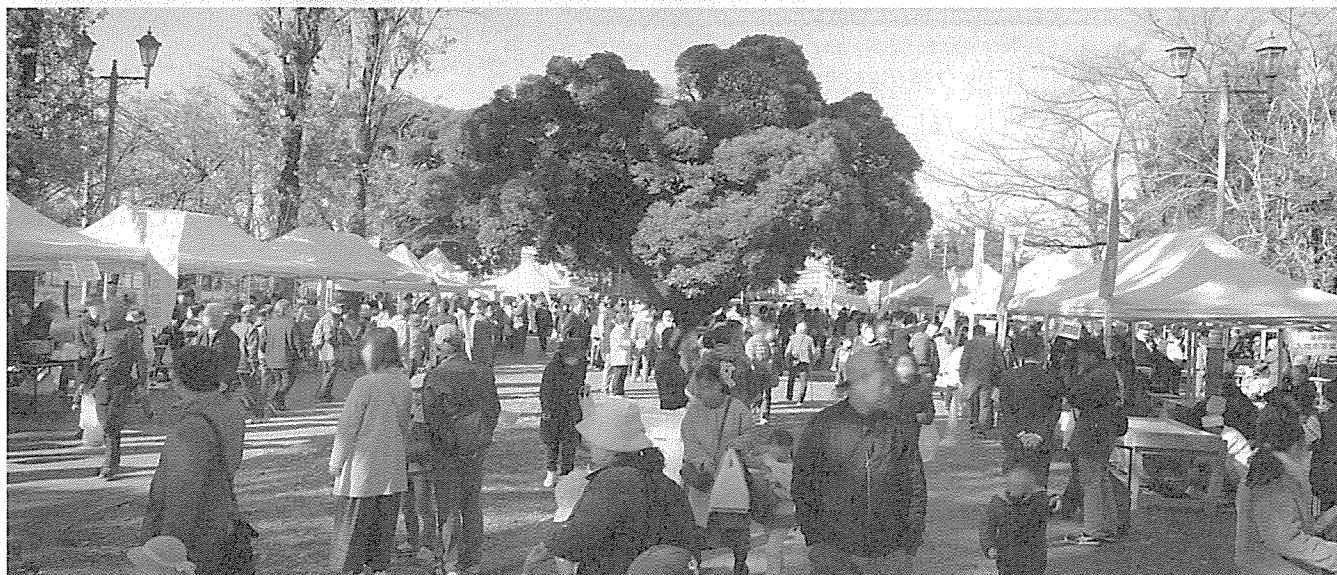


入間市農業委員会だより

第56号

晴天下、農業まつりが開催されました



心地よい秋晴れとなった11月23日に、入間市では最大の農業イベント「第52回入間市農業まつり」が彩の森入間公園において開催されました。「地産地消」「顔の見える農業」それらを具現化したこの事業は、農業委員会が標榜する「地域産業を守り、活性化すること」と志を同じくするものです。我々も野菜の種の配布を通して、地元農業への理解と協力を市民の皆様にお伝えさせていただきました。

令和7年1月

編集・発行

入間市農業委員会

入間市豊岡1丁目16番1号

電話 04-2964-1111 (代)

表紙 農業まつり開催	P1
令和5年度、6年度 表彰者紹介	P2
新規就農者の紹介、市ホームページ	P3
農業経営意向アンケートお礼、回答概要掲載	P4
ナラ枯れ防除対策補助金、農地転用時は手続きが必要です。.....	P5
農地パトロール、中間管理(利用権今年度終了)、圏央道IC周辺乱開発のPR	P6
農地を相続した場合は届出が必要です。相続登記義務化	P7
全国農業新聞、農業者年金、編集後記	P8

令和5年度、令和6年度の表彰者紹介

令和5年度 全国手もみ茶品評会 農林水産大臣賞

関東ブロック茶の共進会仕上茶(普通煎茶部門) 1位優秀賞

令和6年度

関東ブロック茶の共進会 荒茶(普通煎茶部門) 1位優秀賞

西澤 陽介さん



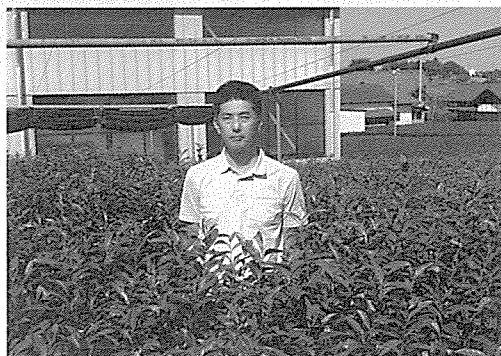
この度、「第51回関東ブロック茶の共進会荒茶普通煎茶の部」におきまして、農林水産大臣賞という栄誉ある賞を受賞できましたことは、誠に身に余る光栄であり、深く感謝申し上げます。

これもひとえに、茶業関係の諸先輩方のご指導ご鞭撻ならびに、行政、地域の皆様のご支援ご協力の賜物と、厚く御礼申し上げます。この結果に満足することなく、より美味しい狭山茶の生産に尽力していきたいと思ひます。

令和5年度

関東ブロック茶の共進会 荒茶(煎茶部門部門) 1位優秀賞

中島 克典さん



この度、第50回関東ブロック茶の共進会におきまして農林水産大臣賞を受賞できたことを大変光栄に思っております。これもひとえに皆様のご指導のおかげと深く感謝申し上げます。

今後おいしい狭山茶作りに精進し、すばらしいお茶の魅力をたくさんの方に伝えられるよう努力してまいります。

第32回全国手もみ茶品評会 産地賞受賞

19年連続 24回目 入間市手揉狭山茶保存会会長

平塚 尚吾さん



この度、第32回全国手もみ茶品評会において、19年連続24回目の産地賞を受賞することが出来ました。このような名誉を毎年賜ることが出来るのもひとえに、行政をはじめ関係機関の皆様と長年にわたりご指導いただいている諸先輩方のご尽力のおかげと感謝申し上げます。また、会員同士が切磋琢磨し技術向上に努めた賜物です。

私たち保存会は、伝統文化の継承と茶業振興を目的に昭和45年に設立され昭和52年には市の無形文化財に指定されております。現在会員は28名在籍しており、活動内容は手揉み茶品評会への出品、手揉み技術指導者の資格取得、研修会等による技術向上と伝統文化の保存です。また、市内小中学校で狭山茶についての理解を深めてもらえるように、手揉み茶体験教室を実施しております。これからも全国手もみ茶品評会で産地賞をいただける事が茶業振興に繋がると信じ、会員一同研鑽を重ねて参りたいと思ひます。

新規就農者の紹介

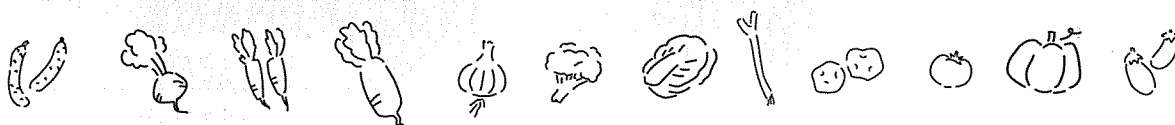
令和5年度から新たに入間市において新規就農された方をご紹介します。宜しくお願いします。



須田 淳二さん

はじめまして。令和3年から入間市で新規就農しました、武蔵野どうどう農園須田淳二と申します。露地野菜全般を生産しております。現在、栽培面積は8反ほどになりました。市の農業振興課に遊休農地を紹介いただいてから野菜生産が順調に出来ており、たいへん感謝しております。

まだまだ日々の農地管理に不慣れなところがございますが、大事な地域の農地を維持できるように努めてまいります。何卒よろしくおねがいいたします。



初めまして。新規に就農しました、岡部敬一郎と申します。お茶、特に紅茶を作っております。茶畑の手入れをし、茶を摘み、茶葉は静岡県産の紅茶の師匠のところへ持っていき、指導を受けながら自分たちで作っております。

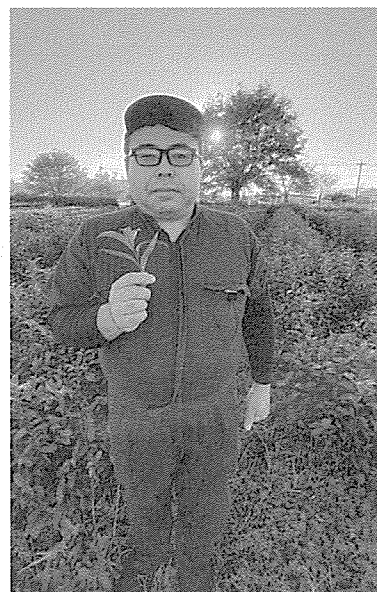
出来た紅茶は市内のマルシェや友人のお店、通販にて販売しております。まだ就農してから日が浅く、茶畑の管理や育成に試行錯誤しながら、先輩方の助言やアドバイスを元になんとかやっていける光明が立ちました。製茶の技術にしても先輩方の指導、助言をもとに、自分の紅茶とは？多くの方に喜ばれる紅茶とはなにか？と日々自問自答しながら作っております。

夢は日本を中国やインド、スリランカの紅茶大国と肩を並べられるようにしたいと思います。

最後に、前述しましたが静岡まで製茶をしに行っております。

紅茶を製茶する工房に適した場所等をご存じの方がおられましたら、農業振興課経由でご連絡を頂けるとありがたく存じます。何卒宜しくお願いいたします。

岡部 敬一郎さん



入間市公式ホームページをご活用ください

入間市公式ホームページ内には、農地を相続した際に提出する届出書や市街化区域内の農地転用の届出書をダウンロードできるページがあります。また、農業委員会に関する情報も掲載されておりますので、ぜひご活用ください。



入間市ホームページ <https://www.city.iruma.saitama.jp>

今後の農業経営意向に関する調査に関するお礼並びに概要の結果掲載について

令和6年3月(大字根岸地区)並びに9月(大字根岸地区以外)に、入間市内に農地を所有や耕作をされている方を対象に、農業経営意向に関する調査を実施し多くの方にご回答いただきました。誠にありがとうございました。結果の概要をお知らせいたします。

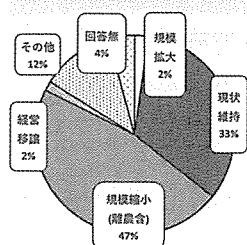
なお、市ホームページでも公開予定です。調査の結果を踏まえ、今後の地域計画策定等の基礎データとして活用を図ってまいります。

アンケート送付件数(1769件)

令和6年11月18日までの回答数 1041通 回数率58.8%)

1. 今後の農業経営意向

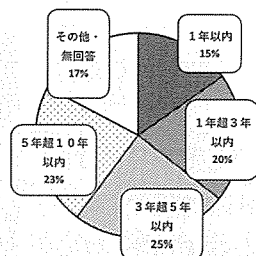
① 規模拡大	23
② 現状維持	348
③ 規模縮小(離農含)	486
④ 経営移譲	16
⑤ その他	124
⑥ 回答無	44



今後の農業経営意向について、確認したものです。

2. 1①③④回答者の意向実施時期

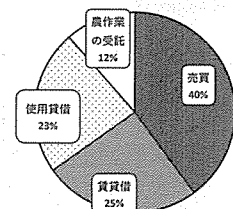
① 1年以内	80
② 1年超3年以内	107
③ 3年超5年以内	129
④ 5年超10年以内	118
⑤ その他・無回答	91



上記質問1で規模拡大、規模縮小(離農含む)、経営移譲と回答した方を対象に、意向実施時期を確認したものです。

4. 規模縮小(離農含)希望者の縮小方法(重複可)

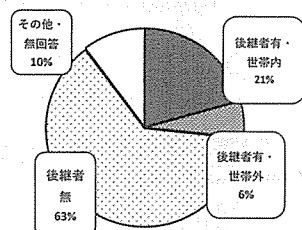
① 売買	319
② 賃貸借	203
③ 使用貸借	187
④ 経営の受託	0
⑤ 農作業の受託	92
⑥ その他・回答無	0



上記質問1で規模縮小(離農含む)と回答した方を対象に、規模縮小方法を確認したものです。

5. 農業後継者の有無について(紙・根岸回答者のみ)

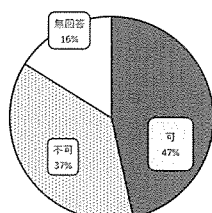
① 後継者有・世帯内	166
② 後継者有・世帯外	48
③ 後継者無	507
④ その他・無回答	83



農業経営の後継者の有無を確認したものです。

6. 新規就農者、企業参入への農地の貸付可否について

① 可	485
② 不可	388
③ 無回答	168



所有農地について、新規就農者や企業への貸付の可否を確認したものです。

【お知らせ】 入間市ナラ枯れ防除対策補助金について

- 枯死木は、落枝や倒木の危険があります。市民が安全に生活できる環境を確保するため、森林所有者が行う危険なナラ枯れ被害木の伐倒駆除事業に補助金を交付します。
- この補助金の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。
- 必ず事業着手前（伐採前）に農業振興課へご連絡ください。
- この補助金は森林環境譲与税を財源としています。
- 補助金額等、詳しくは「入間市 ナラ枯れ」で検索いただくか、下記QRコードをご参照ください。（入間市のホームページにアクセスします。）

問い合わせ先：入間市役所農業振興課
〒358-8511入間市豊岡1-16-1
TEL 2964-1111（内線4232,4233）



農地を農地以外に転用する場合は 許可や届出が必要です

農地を農地以外に転用する場合（住宅・駐車場・資材置場など）は、農地法に基づく県知事の許可や農業委員会への届出が必要となります。

- 市街化区域内の農地 農業委員会への届出
- 市街化調整区域内の農地 県知事許可（申請・農業委員会経由）

また、農地を農地のまま利用する際に、埋め立てたり、盛土する場合にも、転用の場合と同様に、農地法に基づく県知事の許可や農業委員会への届出が必要です。

農地法の許可等を受けずに転用、埋め立て等をした場合は、農地法違反として厳しい罰則が科せられる場合があります。

詳しくは、農業委員会事務局へご相談ください。

なお、市街化区域内農地の転用届出書類は、
市公式ホームページからダウンロードできます。





農地のパトロールを毎年実施しています

農業委員会では、毎年2回(7月・9月頃)遊休農地の解消に向けて農地パトロール(農地法第30条に基づく利用状況調査)を実施しています。雑草が繁茂する農地の耕作者に対しては改善をお願いする文書を発送するなどの対策を講じています。農地を適正に管理しないと、病虫害の発生や雑草の種子飛散、さらには枯草化による不法投棄や不審火発生へと繋がりがねません。農地の所有者(耕作者)の皆様は、適正な管理をお願いします。

合わせて、農地から道路や水路等へ土が流出しないよう管理をお願いします。

【お知らせ】農地貸借の手続きが変わります。

- これまでは、農地法、農業経営基盤強化促進法による利用権設定、農地中間管理事業の3つの手法で貸借が可能でした。
- 農業経営基盤強化促進法改正により、農地法と農地中間管理事業の2つの手法となります。
- 令和7年4月1日以降を始期とする利用権設定の申請(更新含む)については、農地中間管理事業の手法に移行いたします。
- 利用権設定により現在貸借契約期間中の農地で令和7年4月1日以降に終期を迎えるものについては、所有者及び耕作者に終期の2ヶ月前を目安に更新について通知し、手続きに関してご案内いたします。
- ご不明点は入間市農業振興課へお問い合わせください。

問い合わせ先:入間市役所農業振興課

〒358-8511入間市豊岡1-16-1

TEL 2964-1111(内線4232,4233)

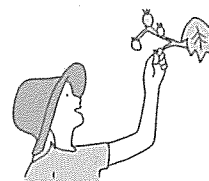
圏央道インターチェンジ周辺の乱開発抑止

圏央道の沿線地域では、新たな産業の立地など地域の活性化が期待される一方で、資材置場や残土置場などの乱立により、豊かな自然環境と田園景観が損なわれることが懸念されています。

県と沿線の当市を含む16市町は、緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐため、平成20年度から圏央道インターチェンジ周辺の乱開発抑止に連携して取り組んでいます。

主な取組内容

- ・未然防止や早期発見に向けて巡回パトロール
- ・関係法令や条例に基づき、是正指導
- ・乱開発抑止連絡会議における県や他市町との情報交換



農地を相続した場合は届出が必要です

農地の権利を相続等によって取得したときは、農業委員会へその旨の届出を行う必要があります。(農地法第3条の3届出)

届出が必要な方

農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した方

- 相続(遺産分割・包括遺贈・特定遺贈のうち相続人に対するもの)
- 法人の合併・分割
- 時 効 等

届出

農業委員会

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰則の規定があります。

届出書類は、市公式ホームページからダウンロードできます。

届出の際、自身で耕作ができない場合は、農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員を通じて、耕作してもらえる方を探す活動も行っております。相続手続きを行い、適正な農地の管理に努めましょう。詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。



相続登記申請の義務化、相続土地国庫帰属制度の紹介

令和6年4月1日から、相続人は土地や建物などの不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けされました。これには、過去に相続を受け未登記のものも含まれます。

また、相続した土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、令和5年4月27日から、相続等により土地の所有権を取得した相続人が一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が開始されています。詳しくは、法務局にお問い合わせください。

問い合わせ先: さいたま地方法務局所沢支局
〒359-0042 所沢市並木6丁目1番地5
TEL 2992-2677



全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

毎週金曜日発行 購読料：月 700 円です [送料、税込み]

購読申込は、農業委員会事務局までご連絡ください



詳しくは… **全国農業新聞** 検索 <https://www.nca.or.jp/shinbun/>

農業者年金に加入しませんか？

○農業者の方なら広く加入できます。

年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば、どなたでも加入できます。

○少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、少子高齢時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。

○保険料は自由に決めることができます。

保険料は月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

○終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに農業者老齢年金相当額が死亡一時金として支給されます。

○税制面の優遇措置があります。

保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも

公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税です。

保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)も非課税です。



詳しくは **農業者年金** 検索 <http://www.nounen.go.jp>

独立行政法人 農業者年金基金 03-3502-3199(相談員) 03-3502-3942(企画調整室)

編集後記

気候変動により、世界各地で農産物不作の被害が報告されています。入間市においても例外ではありません。夏の間は猛暑、集中豪雨等、地球環境が少しずつ変化しております。そんな中、資材や肥料代等が毎年のように値上がりし、生産農家は厳しい状況にあります。そのような中でも安心安全で新鮮な農産物を届けようと、日々試行錯誤し努力しています。

11月に行われた農業まつりには、多くの市民が来場されました。生産農家との交流もあり、大盛況のうち終了しました。また、新規就農者や定年退職後に野菜作りをされる方も増えてきました。農業委員会としても、何らかの形で支援していきたいと考えています。

農業まつりを見る限り、入間市の農業は将来も明るいと思います。今後も農地を守るために、地産地消を推奨してまいります。

入間市農業委員会だより編集委員

部会長 清水裕司

委員 久保田勝・小澤正幸

上原和子・三木康行

田中 勲・大室芳子